

○経済産業省・国土交通省告示第 号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四百十九条第一項の規定に基づき、乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年 月 日

経済産業大臣 赤澤 亮正
国土交通大臣 金子 恭之

乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示

（乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第一条 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p>1-1 判断の基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ガソリン乗用自動車のうち乗車定員9人以下のもの若しくは車両総重量(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。)3.5トン以下のもの(以下「特定ガソリン乗用自動車」という。)又は軽油を燃料とする乗用自動車のうち乗車定員9人以下のもの若しくは乗車定員10人かつ車両総重量3.5トン以下のもの(電気を動力源とするものを除く。以下「ディーゼル乗用自動車」という。)の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度(平成27年4月1日に始まり平成28年3月31日に終わる年度)以降の各年度(平成31年4月1日に始まり令和2年3月31日に終わる年度までに限る。)において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車(以下「平成27年度特定ガソリン乗用自動車等」という。)のエネルギー消費効率(省令第1条の表第1号に規定する数値(JC08モード燃費値(JC08モード燃費値を算定していない乗用自動車にあっては、燃費算定告示第1条第1項第3号に掲げる方法により算定したもの(以下「WLTCモード燃費値」という。))に限る。)をいう。<u>(4)</u>において同じ。)(ディーゼル乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値(以下「平成27年度特定ガソリン乗用自動車等平均燃費値」という。)が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。</p> <p>(略)</p> <p>(4)~(6) (略)</p>	<p>1 判断の基準</p> <p>1-1 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ガソリン乗用自動車のうち乗車定員9人以下のもの若しくは車両総重量(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。)3.5トン以下のもの(以下「特定ガソリン乗用自動車」という。)又は軽油を燃料とする乗用自動車のうち乗車定員9人以下のもの若しくは乗車定員10人かつ車両総重量3.5トン以下のもの(電気を動力源とするものを除く。以下「ディーゼル乗用自動車」という。)の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度(平成27年4月1日に始まり平成28年3月31日に終わる年度)以降の各年度(平成31年4月1日に始まり令和2年3月31日に終わる年度までに限る。)において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車(以下「平成27年度特定ガソリン乗用自動車等」という。)のエネルギー消費効率(省令第1条の表第1号に規定する数値(JC08モード燃費値(JC08モード燃費値を算定していない乗用自動車にあっては、燃費算定告示第1条第1項第3号に掲げる方法により算定したもの(以下「WLTCモード燃費値」という。))に限る。)をいう。<u>(4)及び(7)</u>において同じ。)(ディーゼル乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値(以下「平成27年度特定ガソリン乗用自動車等平均燃費値」という。)が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。</p> <p>(略)</p> <p>(4)~(6) (略)</p>

(7) 特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、LPガス乗用自動車のうち乗車定員9人以下のもの若しくは車両総重量3.5トン以下のもの（以下「特定LPガス乗用自動車」という。）又は小型バスの製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和2年4月1日に始まり令和3年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和11年4月1日に始まり令和12年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定LPガス乗用自動車及び小型バス（以下「令和2年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）のエネルギー消費効率（省令第1条の表第1号に規定する数値（JC08モード燃費値（JC08モード燃費値を算定していない乗用自動車にあつては、WLTCモード燃費値を別添6の換算式により変換したものをいう。）に限る。）をいう。）（ディーゼル乗用自動車及び軽油を燃料とする小型バスにあつては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値、特定LPガス乗用自動車にあつては、当該エネルギー消費効率を0.78で除した値。）を出荷台数で加重して調和平均した値（1—2(5)において「企業別平均燃費値」という。）が次の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数で加重して調和平均した値（1—2(5)において「企業別基準エネルギー消費効率」という。）を下回らないようにすること。

(略)

(8)・(9) (略)

(10) 特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定LPガス乗用自動車、乗用自動車であつて乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（電気を動力源とするものを除く。以下「特定小型バス」という。）、乗用自動車であつて電気を動力源とするもの（燃料を使用するものに限る。）のうち乗車定員9人以下のもの若しくは乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（以下「プラグインハイブリッド乗用自動車」という。）

(7) 特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、LPガス乗用自動車のうち乗車定員9人以下のもの若しくは車両総重量3.5トン以下のもの（以下「特定LPガス乗用自動車」という。）又は小型バスの製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和2年4月1日に始まり令和3年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和11年4月1日に始まり令和12年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定LPガス乗用自動車及び小型バス（以下「令和2年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）のエネルギー消費効率（ディーゼル乗用自動車及び軽油を燃料とする小型バスにあつては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値、特定LPガス乗用自動車にあつては、当該エネルギー消費効率を0.78で除した値。）を出荷台数で加重して調和平均した値（1—2(5)において「企業別平均燃費値」という。）が次の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数で加重して調和平均した値（1—2(5)において「企業別基準エネルギー消費効率」という。）を下回らないようにすること。

(略)

(8)・(9) (略)

(10) 特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定LPガス乗用自動車、乗用自動車であつて乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（電気を動力源とするものを除く。以下「特定小型バス」という。）、乗用自動車であつて電気を動力源とするもの（燃料を使用するものに限る。）のうち乗車定員9人以下のもの若しくは乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（以下「プラグインハイブリッド乗用自動車」という。）

）又は乗用自動車であって電気を動力源とするもの（化石燃料又は非化石燃料を使用するものを除く。）のうち乗車定員9人以下のもの若しくは乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（以下「電気乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和12年4月1日に始まり令和13年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定LPガス乗用自動車、特定小型バス、プラグインハイブリッド乗用自動車及び電気乗用自動車（以下「令和12年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）のエネルギー消費効率（次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものをいう。1-2(7)において同じ。）を出荷台数で加重して調和平均した値（1-2(7)において「企業別平均燃費値」という。）が次の式により算定した基準エネルギー消費効率（小数点以下第一位未満を四捨五入して得た数値とする。ただし、車両重量が2,759キログラム以上の場合には9.5とする。1-2(7)において同じ。）を車両重量ごとの出荷台数で加重して調和平均した値（1-2(7)において「企業別基準エネルギー消費効率」という。）を下回らないようにすること。

(略)

$$FeStandard(M) = -0.00000247 \times M^2 - 0.000852 \times M + 30.65$$

FeStandard(M) : 車両重量がMキログラムの令和12年度特定ガソリン乗用自動車等の基準エネルギー消費効率 km/l

M : 車両重量 kg

1-2 判断の基準の特例

(1)~(4) (略)

(5) 令和2年度特定ガソリン乗用自動車等の製造又は輸入の事業を行う者は、1-1(7)の判断の基準において、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回り、かつ、企業別基準エネルギー消費効率に0.9を乗じた値を下回らない場合であって、ガ

）又は乗用自動車であって電気を動力源とするもの（化石燃料又は非化石燃料を使用するものを除く。）のうち乗車定員9人以下のもの若しくは乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（以下「電気乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和12年4月1日に始まり令和13年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定LPガス乗用自動車、特定小型バス、プラグインハイブリッド乗用自動車及び電気乗用自動車（以下「令和12年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）のエネルギー消費効率（次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものをいう。）を出荷台数で加重して調和平均した値が次の式により算定した基準エネルギー消費効率（小数点以下第一位未満を四捨五入して得た数値とする。ただし、車両重量が2,759キログラム以上の場合には9.5とする。）を車両重量ごとの出荷台数で加重して調和平均した値を下回らないようにすること。

(略)

$$FeStandard(M) = -0.00000247 \times M^2 - 0.000852 \times M + 30.65$$

FeStandard(M) : 車両重量がMキログラムの令和12年度特定ガソリン乗用自動車等の基準エネルギー消費効率 km/l

M : 車両重量 kg

1-2 判断の基準の特例

(1)~(4) (略)

(5) 令和2年度特定ガソリン乗用自動車等の製造又は輸入の事業を行うものは、1-1(7)の判断の基準において、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回り、かつ、企業別基準エネルギー消費効率に0.9を乗じた値を下回らない場合であって、ガ

ソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、LPガス乗用自動車及び小型バスのエネルギー消費効率（1-1(3)に規定するエネルギー消費効率をいう。）（ディーゼル乗用自動車及び軽油を燃料とする小型バスにあつては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値、特定LPガス乗用自動車にあつては、当該エネルギー消費効率を0.78で除した値。）並びにプラグインハイブリッド乗用自動車（液化石油ガスを燃料とする乗用自動車であつて乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン以下のものを除く。）及び電気乗用自動車のエネルギー消費効率（別添3の換算式により変換した値をいう。）を出荷台数で加重して調和平均した値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らない場合は、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らないものとみなすことができる。

(6) (略)

(7) 令和12年度特定ガソリン乗用自動車等の製造又は輸入の事業を行う者は、1-1(10)の判断の基準において、令和12年度特定ガソリン乗用自動車等のエネルギー消費効率から国土交通大臣が定める方法により算定した走行距離1キロメートル当たりの燃料消費の改善値をリットルで表した数値の逆数を差し引いた値を出荷台数で加重して調和平均した値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らない場合は、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らないものとみなすことができる。

2 (略)

別添1～5 (略)

別添6

1の1-1(7)に定める換算式は、以下のとおりとする。

$$Fe_{JC08} = A \times Fe_{WLTC}$$

Fe_{JC08} : 換算後のJC08モード燃費値 km/l

Fe_{WLTC} : WLTCモード燃費実測値 km/l

ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、LPガス乗用自動車及び小型バスのエネルギー消費効率（省令第1条の表第1号に規定する数値（JC08モード燃費値（JC08モード燃費値を算定していない乗用自動車にあつてはWLTCモード燃費値）に限る。）をいう。）（ディーゼル乗用自動車及び軽油を燃料とする小型バスにあつては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値、特定LPガス乗用自動車にあつては、当該エネルギー消費効率を0.78で除した値。）並びにプラグインハイブリッド乗用自動車（液化石油ガスを燃料とする乗用自動車であつて乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン以下のものを除く。）及び電気乗用自動車のエネルギー消費効率（別添3の換算式により変換した値をいう。）を出荷台数で加重して調和平均した値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らない場合は、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らないものとみなすことができる。

(6) (略)

(新設)

2 (略)

別添1～5 (略)

(新設)

A : 以下の表に定める定数

自動車の種別		変速装置の方式	アイドリングストップ機能	定数 A	
特定ガソリン乗用自動車	軽自動車	電気式ハイブリッド自動車以外のもの	有段の自動変速機であってトルクコンバータ式（以下「AT」という。）	有	1.165
				無	1.016
			自動変速機であって無段式（以下「CVT」という。）	有	1.239
				無	1.090
			その他のもの		1
			電気式ハイブリッド自動車	AT	
	CVT			1.239	
	その他のもの			1	
	軽自動車以外のもの	電気式ハイブリッド自動車以外のもの	AT 及び自動変速機であってデュアルクラッチ式（以下「DCT」という。）	有	1.122
				無	1.066
			CVT	有	1.150
				無	1.094
手動式（自動変速機であって自動手動式			有	1.101	
			無	1.045	

			を含む。以下「MT」という。)		
		電気式ハイブリッド自動車であって、原動機用蓄電池（作動電圧が直流 60V を超え 1,500V 以下又は交流 30V（実効値）を超え 1,000V（実効値）以下のものに限る。）を備えた自動車（以下「ストロングハイブリッド自動車」という。）	AT 及び DCT		1. 187
			CVT		1. 215
			MT		1. 166
		ストロングハイブリッド自動車以外の電気式ハイブリッド自動車	AT 及び DCT		1. 122
			CVT		1. 150
			MT		1. 101
ディーゼル乗用自動車	電気式ハイブリッド自動車以外のもの		AT 及び DCT	有	1. 151
				無	1. 099
				有	1. 072

		無	1.021
		その他のもの	1
	電気式ハイブリッド自動車	AT 及び DCT	1.151
		MT	1.072
		その他のもの	1
特定LPガス乗用自動車			1.154
小型バス			1.066

(貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正)

第二条 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>1 判断の基準</p> <p>1-1 判断の基準</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和4年4月1日に始まり令和5年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車のエネルギー消費効率（省令第1条の表第1号に規定する数値（JC08モード燃費値（JC08モード燃費値を算定していない貨物自動車にあつては<u>WLTCモード燃費値を別添5の換算式により変換したものをいう。</u>）に限る。）をいう。）（ディーゼル貨物自動車（燃料の種類が「軽油」であるものを除く。）にあつては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値。）を出荷台数で加重して調和平均した値（1-2(3)において「企業別平均燃費値」という。）が次の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数で加重して調和平均した値（1-2(3)において「企業別基準エネルギー消費効率」という。）を下回らないようにすること。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>1-2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別添1～4 (略)</p> <p><u>別添5</u></p> <p>WLTCモード燃費値を算定しているガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車であつて、JC08モード燃費値を算定していないものにあつては、JC08モード燃費値の算出に係る換算式は、以下のとおりとする。</p>	<p>1 判断の基準</p> <p>1-1 判断の基準</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和4年4月1日に始まり令和5年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車のエネルギー消費効率（省令第1条の表第1号に規定する数値（JC08モード燃費値（JC08モード燃費値を算定していない貨物自動車にあつては<u>WLTCモード燃費値</u>）に限る。）をいう。）（ディーゼル貨物自動車（燃料の種類が「軽油」であるものを除く。）にあつては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値。）を出荷台数で加重して調和平均した値（1-2(3)において「企業別平均燃費値」という。）が次の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数で加重して調和平均した値（1-2(3)において「企業別基準エネルギー消費効率」という。）を下回らないようにすること。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>1-2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別添1～4 (略)</p> <p>(新設)</p>

$$Fe_{JC08} = A \times Fe_{WLTC}$$

Fe_{JC08} : 換算後の J C 08 モード燃費値 km/l

Fe_{WLTC} : W L T C モード燃費実測値 km/l

A : 以下の表に定める定数

自動車の種別		変速装置の方式	アイドリングストップ機能	定数 A	
ガソリン貨物自動車	構造 A	有段の自動変速機であってトルクコンバータ式（以下「AT」という。）及び自動変速機であって無段式（以下「CVT」という。）	有	1.213	
			無	1.071	
		その他のもの		1	
	構造 B	道路運送車両法施行規則第 2 条に規定する軽自動車であって貨物の運送の用に供するもの	AT	有	1.263
				無	1.220
			CVT	有	1.310
				無	1.267
			手動式（自動変速機であって自動手動式を含む。以下	有	1.217
無	1.174				

			「MT」という 。))		
			その他のもの		1
		道路運送車両法施行規則第2条に規定する普通自動車又は同条に規定する小型自動車であって貨物の運送の用に供するもの	AT及びCVT	有	1.239
				無	1.149
			MT	有	1.214
				無	1.123
			その他のもの		1
ディーゼル貨物自動車	構造B	道路運送車両法施行規則第2条に規定する普通自動車又は同条に規定する小型自動車であって貨物の運送の用に供するもの	AT		1.132
			その他のもの		1
		その他のもの		1	

備考1 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。

イ 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

2 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。